

TEPCO

アクアエナジー100

令和5年7月1日実施

東京電力エナジーパートナー株式会社

料金その他の供給条件の内容

アクアエナジー１００

1 対象となるお客さま

電気需給約款〔低圧〕（以下「需給約款」といいます。）の適用を受け、需給約款のスタンダードSを契約し、その関東エリアの料金の適用を受け、当社との協議が調ったお客さまを対象といたします。ただし、同一の需要場所において、長期契約割引を契約するお客さまを除きます。

2 電源構成比および非化石証書の使用状況

- (1) 当社は、アクアエナジー１００による電気の供給に先立ち、アクアエナジー１００により供給する電気が水力発電所により発電された電気で構成され、当該電気の供給に際してこれと同量の再生可能エネルギー指定の非F I T非化石証書の使用が可能となるよう調達計画を策定し、その電源種別ごとの構成比率および再生可能エネルギー指定の非F I T非化石証書の使用比率を算定いたします。
- (2) 当社は、供給した電気の電源種別ごとの構成比率および再生可能エネルギー指定の非F I T非化石証書の使用比率を算定いたします。
- (3) 当社は、(1)または(2)で算定した電源種別ごとの構成比率、再生可能エネルギー指定の非F I T非化石証書の使用比率およびC O 2 排出係数（調整後）を、原則として当社ホームページへの掲載などの電磁的方法によりお客さまにお知らせいたします。

3 料金その他の供給条件の変更

- (1) 当社は、民法第548条の4の規定にもとづき、アクアエナジー１００の料金その他の供給条件（以下「料金表」といいます。）を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。
- (2) 託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃により、この料金表を変更する必要がある場合、当社は、変更後の託送約款等または法令をふ

まえ、民法第548条の4の規定にもとづき、この料金表を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。

- (3) 当社は、この料金表を変更する場合、変更後の料金表の実施期日までに相当な予告期間をおいて、変更後の料金表の内容を電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。
- (4) 電気事業法施行規則第3条の12第1項各号に規定する事項を変更する場合は、当社は、原則としてその変更の内容のみをお客さまにお知らせいたします。

4 契約の成立および契約期間

- (1) アクアエナジー100は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

- (2) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、アクアエナジー100が成立した日から、廃止または解約によりアクアエナジー100が消滅する日までといたします。

ロ 当社がアクアエナジー100を終了する場合の契約期間の終期は、イにかかわらず、アクアエナジー100を終了する日といたします。

なお、この場合には、アクアエナジー100を終了する6月前までにその旨をお客さまにお知らせいたします。

ハ お客さまの需要場所が電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、イおよびロにかかわらず、原則として当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。

5 料金の適用開始の時期

料金適用開始の日は、原則として計量期間等の始期とし、お客さまと当社との協議によって定めます。

6 料 金

料金は、需給約款15（スタンダードプラン）(1)ハにかかわらず、(1)によ

って算定された基本料金, (2)によって算定された電力量料金および需給約款別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

(1) 基本料金

基本料金は, 1月につき次のとおりといたします。ただし, まったく電気を使用しない場合の基本料金は, 半額といたします。

契約電流10アンペア	570円24銭
契約電流15アンペア	855円36銭
契約電流20アンペア	1,140円48銭
契約電流30アンペア	1,710円72銭
契約電流40アンペア	2,280円96銭
契約電流50アンペア	2,851円20銭
契約電流60アンペア	3,421円44銭

(2) 電力量料金

電力量料金は, その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の300キロワット時までの1キロワット時につき	23円86銭
上記をこえる1キロワット時につき	30円60銭

7 アクアエナジー100の消滅

(1) お客さまがアクアエナジー100を廃止しようとする場合は, あらかじめその廃止期日を定めて, 当社に通知していただきます。

なお, この場合には, 廃止期日は, 電気の需給契約が消滅する場合および契約種別を変更される場合を除き, 通知日以降の計量期間等の始期としていただきます。

(2) アクアエナジー100は, お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅

いたします。ただし、電気の需給契約が消滅する場合または契約種別を変更される場合は、電気の需給契約が消滅した日または変更後の契約種別の料金適用開始の日にアクアエナジー100が消滅したものといたします。

(3) 当社は、次の場合には、アクアエナジー100を解約することがあります。

イ 需給約款33（解約等）(1)に準ずる場合

ロ お客さまがスタンダードSとして電気の供給を受ける需要の電気の需給契約を廃止され、もしくは契約種別を変更される場合または需給約款33（解約等）(1)に準じて当該需給契約を解約する場合

8 そ の 他

(1) 当社は、需給約款21（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分の日割計算は、別表（料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）によるものといたします。

(2) その他の事項については、需給約款に定めるところによるものといたします。

附 則（実施期日）

この料金表は，令和5年7月1日から実施いたします。

別 表 (料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式)

料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 300 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

ただし、需給約款20 (料金の算定) (1)ハに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}} \text{ は, } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。また、第1段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。